

「学校図書館支援員」募集要項

- 1 **職務内容** 高知市立学校の学校図書館活動の充実を図ることを目的として配置され、図書館業務を活性化させるための図書館整備の活動や児童生徒に対する読み聞かせ等の業務を行う。ただし、当該業務に支障のない範囲において、教員の業務改善に係る事務作業の補助的業務を担う。
- 2 **募集予定人数** 1名程度
- 3 **勤務期間** 原則として令和8年4月以降から令和9年3月31日まで
- 4 **勤務条件**
 - (1) 勤務時間は1日6.75時間、週5日の勤務とする。
(出勤時間等は配置校の服務規程による。)
 - (2) 8月勤務なし(8月分の給与の支給なし) ※ 健保の資格有
 - (3) 給与 月額 170,535円～180,029円
 - (4) 期末勤勉手当支給
 - (5) 通勤手当あり(高知市職員給与条例による。)
 - (6) 雇用形態：パートタイム会計年度任用職員
- 5 **応募できる者**
 - (1) 教育活動、特に図書館活動に情熱を有する者。
 - (2) 特定性犯罪の前科がない人
 - ※ 業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合は、本法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、応募条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
 - ※ このため、採用選考審査等において、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
 - ※ 「特定性犯罪」「特定性犯罪事実該当者」の内容は、別紙を参照ください。
- 6 **応募できない者**

地方公務員法第16条の規定に該当する者。
※「欠格条項申告書」をご確認ください。
- 7 **応募手続き**

市販の履歴書に写真を添付したもの1部(履歴書記入例参照)と欠格条項申告書・こども性暴力防止法に関する誓約書(学校教育課で配付又は学校教育課ホームページからダウンロード)に、ハローワークの紹介状を添付して、高知市教育委員会学校教育課まで持参又は郵送のこと。
※ 提出いただいた履歴書等は返却できませんのでご了承ください。
- 8 **選考方法**

書類到着後、面接日時を連絡します。
- 9 **決定通知**

採用候補者となった者には、面接後7日以内に電話連絡をします。
- 10 **問合せ先**

高知市鷹匠町2丁目1番43号 高知市役所たかじょう庁舎4階
高知市教育委員会 学校教育課 電話088-823-9479

参照条文

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。